精神に障がいのある方のための制度

精神障害者保健福祉手帳制度

手帳を持つことで次のようなメリットがあります。2年ごとに更新が必要です。

- ●所得税・相続税・贈与税などの障害者控除
- ●交通費の助成(福祉乗車証の交付など)
- ●体育館・動物園など、手帳の提示によって優遇措置を受けられます。

申請窓 各区保健福祉課



障害年金制度

国民年金

傷病にかかり、かつ所定の保険料納付要件を満たしている方で、その傷病の障害認定日において、障害等級が1・2級の方に支給されます。

申請窓□ 各区役所 保険年金課

厚生年金•共済年金

初診日に厚生年金または共済年金の被保険者で、障害等級が1・2・3級の場合、年金が支給されます。1級と2級には障害基礎年金に加算があります。

申請窓□ 厚生年金…社会保険事務所

共済年金…各共済組合

生活保護

病気などで働くことが困難な場合 や、働くことが可能でも収入が少ない 場合に最低限度の生活を保障します。

障害者加算…障がいのある方が生活 保護を受けるときに、障がいの 程度に応じて加算が認定 されることがあります。

申請窓□ 各区役所

ホームヘルプサービス

(精神障がい者訪問介護事業)

精神障害者保健福祉手帳を所持するか、精神に 障がいがあるために障害年金などの給付を受け ている方で、日常の生活に支障がある場合、食事・ 洗濯・掃除などの家事援助や清潔保持などの 介護を受けることができます。

> 前年の所得税年額に応じて、利用料を 負担することになります。

申請窓□ 各区保健福祉課

